

環境・衛生

受信 または 投書日	事項または 題名	ご意見ご要望等	回 答	回答部署
R6.11.20	ごみ収集	<p>旧西尾市の青い燃えないごみ袋を廃止して、燃えないごみは指定場所に分別するようにしてください。旧幡豆町、旧吉良町、旧一色町は青い燃えないごみ袋がありません。西尾市全体で統一してください。旧西尾市地区の市民税を、その分高く徴収しているのですか。</p> <p>旧西尾市に合わせるなら、旧3町でも青い燃えないごみ袋を売り、ごみ収集してください。旧西尾市だけが優遇されていて不公平です。</p>	<p>このたびは、燃えないごみの排出方法について貴重なご意見ありがとうございます。</p> <p>現在、市では、燃えないごみ(その他金属製品及び埋立ごみ)の排出をコンテナ方式としている一色・吉良・幡豆地区について、指定袋方式へ変更することで市全体の排出方法の統一を検討しています。</p> <p>西尾地区の特に都市部では、資源ステーションのスペースが狭く、今以上にコンテナを増やすことが難しいステーションが多いため、新たな資源ステーションの確保が必要となるコンテナ方式への変更は非常に困難です。</p> <p>また、費用に関しましても、コンテナ購入費を始め、コンテナ配布及び回収業務に係る費用など多額のランニングコストが必要となります。</p> <p>このように様々な理由から、コンテナ方式による排出方法の統一は困難であるという結論に至り、一色・吉良・幡豆地区について指定袋方式への変更を検討することといたしました。</p> <p>変更を検討する際には、一色・吉良・幡豆地区にお住いの方々の意向を聞きながら進めてまいります。</p> <p>また、指定袋方式に変更する場合は、燃えないごみ袋を一色・吉良・幡豆地区の店舗等で販売していただくよう依頼する予定です。</p> <p>なお、燃えないごみの排出方法による税の差はございません。</p>	ごみ減量課

環境・衛生

受信 または 投書日	事項または 題名	ご意見ご要望等	回 答	回答部署
R6.11.13	野良猫被害 の対策につ いて	<p>近所に野良猫に餌をやる人がいるため、今住んでいるところに引越してきて以来、野良猫の被害に悩まされています。</p> <p>愛知県動物愛護センターや地域猫活動を行う団体等に相談したりはしていますが、未だ解決しません。</p> <p>令和4年度女性議会において、当時の環境部長が「猫の飼育の仕方も含めて、市ホームページへの掲載や町内会への回覧など実施可能な方法で、積極的に周知を行ってまいりたいと思っております。」とか「同センター(愛知県動物愛護センター)と連携をして、今度は各町内会への広報活動なども積極的に行ってまいりたいと考えております。」と発言していますが、そのような活動をやっている様子が見られません。</p> <p>この発言から2年近く経っていますが、なぜ活動できていないのですか。そして、できない理由は今後解決しますか。もし、何かやっているのであれば、全く伝わっていないし全然効果がないので、やり方を考えて下さい。</p>	<p>野良猫の被害について愛知県動物愛護センターなどにご相談されたにもかかわらず、未だ解決に至らず大変お困りのことと推察いたします。</p> <p>野良猫の餌付けに関する指導等につきましては、動物の愛護及び管理に関する法律第25条により県が実施することとなっておりますので、誠に申し訳ございませんが、引き続き愛知県動物愛護センターにご相談いただきますようお願いいたします。</p> <p>市は、餌付けをしている人に対して直接指導等を行うことはできませんが、ホームページや市広報紙(令和5年9月号、令和6年10月号)に猫の飼い方等を掲載することで、ペットとの付き合い方やマナーを広く市民の皆様へ周知しております。</p> <p>市ホームページURL(猫を飼われている方へ) https://www.city.nishio.aichi.jp/kurashi/pet/1001408/1006921.html</p> <p>また、令和4年度の女性議会以降は、愛知県動物愛護センターと協力し、町内会長から要望があれば、動物愛護センターが作成しているチラシ等を市から提供して回覧していただいております。</p> <p>さらに、猫による糞尿・侵入等の被害でお困りの方には、市から1か月間無料で猫よけ器の貸出を行っていますので、その利用をご検討ください。ただし、数に限りがありますので、ご利用の際は事前に環境保全課にご連絡ください。</p> <p>詳細につきましては以下リンク先をご覧ください。 市ホームページURL(犬・猫に関するお困りごと) https://www.city.nishio.aichi.jp/kurashi/pet/1001408/1001997.html</p> <p>このほか、相隣関係(隣家等のトラブル)など、法律が関係する困りごとについて弁護士にご相談いただくことができます(予約制)ので、必要に応じご利用ください。</p> <p>詳細につきましては以下リンク先をご覧ください。 市ホームページURL(市民法律相談) https://www.city.nishio.aichi.jp/kurashi/shohi/sodan/1002281.html</p>	市民課 環境保全課

環境・衛生

受信 または 投書日	事項または 題名	ご意見ご要望等	回 答	回答部署
R6.10.28	野焼き及び 受動喫煙	野焼きが後を絶ちませんので、徹底的にやめさせてください。 また、受動喫煙対策もしてください。	<p>野焼きにつきましては、市ホームページでその禁止の旨を掲載し、広く市民へ周知をしておりますが、後を絶たず苦慮しています。</p> <p>市に野焼きの情報が寄せられた場合には、速やかに生活環境に影響を及ぼしているかどうかを確認したうえで現場確認を行い、その場で焼却している方に野焼きが禁止されていることを伝え、消火していただいております。</p> <p>今後は、野焼きの禁止をより多くの市民に知っていただくために、「広報にしお」にも注意喚起の記事を掲載してまいります。</p> <p>市では受動喫煙防止対策として、健康増進法に基づき、公共施設の敷地内は原則、屋内屋外禁煙とし、一部の施設では、完全分煙対策を講じた喫煙室を設けることで、受動喫煙防止を図っています。</p> <p>また、たばこによる健康への影響などについて市ホームページで周知を行うほか、妊婦相談等において家族の喫煙状況を確認する機会を捉え、受動喫煙のリスクなど、禁煙や受動喫煙についての指導を行っています。</p> <p>他方、民間施設となる飲食店等は屋内禁煙を原則とし、限定された条件のもとで喫煙場所を設けることができます。受動喫煙対策が適切に実施されていない施設へは、保健所が健康増進法に基づき、指導を実施しています。お気づきの点がありましたら、西尾保健所総務企画課(電話0563-56-5241)にご連絡していただきますようお願いいたします。</p> <p>引き続き、「望まない受動喫煙」がなくなるよう取り組んでまいります。</p>	健康課 環境保全課

環境・衛生

受信 または 投書日	事項または 題名	ご意見ご要望等	回 答	回答部署
R6.8.19	町内会の川 ざらい	<p>私の住む町内会では、毎年5、7、9、11月の第1日曜日に川ざらいや水路の清掃活動が行われます。このうち7月と9月について、近年は猛暑となるため時期をずらしてはどうかと町内会長に提案しましたが、年間予定で決まっていることだから変えられないと言われました。</p> <p>さらには、川ざらいを欠席すると罰金を取られることになっています。聞くとところによると川ざらいは市からの要請で行っているとのことですが、そうであればこのような活動に対して暑さ指数いくつ以上は活動を控えるとか、欠席しても罰金は取らない等のガイドラインを制定してください。</p> <p>命の危険に晒されながら町内会活動を行わなければならないことに、非常に疑問を感じます。これからずっと住む所で、できれば揉め事など起こしたくありません。市から呼びかけてもらえると非常に助かります。</p>	<p>日頃より、川ざらいなど水路の清掃活動にご協力をいただきありがとうございます。</p> <p>市内の水路、主に農業用の排水路につきましては、農地からの排水のほか、宅地などからの生活排水や雨水も流れていることから、農業に従事する方に限らず地元町内会などの組織による清掃活動により維持管理にご協力をいただいている状況です。</p> <p>清掃活動の実施時期や回数、決め事などにつきましては市で定めているものではなく、ご協力いただいている各組織において地域の実情に合わせて定められております。そのため、市から呼びかけることはできませんので、ご理解をいただきますようお願いいたします。</p>	農地整備課
R6.7.31	ごみ出しにつ いて	<p>昨日のゴミ出しの件ですが、火曜日と金曜日が燃えるごみ出しの日なので出しました。しかし我が家のごみ袋2個が残されたままだったため、ごみが満杯でパッカー車に乗らなかったからなのか、などと窓からごみ置き場を眺めていました。</p> <p>しかし、いつまで経っても我が家の2袋だけ回収に来ませんでした。そのため、仕方なく引き上げに行ったら「事業用のごみは回収しません」という紙が貼られており、意味がわかりませんでした。</p> <p>ちなみに、1袋は生活ごみの上に木屑が入ったゴミ袋で、もう1袋は満杯の木屑が入っていました。現在、我が家のシャッターが壊れている為にDIYで直している最中で、その際に出た木屑です。</p> <p>ごみ回収の際は修理DIY作業中で車庫にいましたので、事業ごみかどうかを確認してくれれば良かったのにと理不尽かつ遺憾な気分になりました。</p> <p>市役所はどう考えているのか聞かせて下さい。</p> <p>また、昨日の清掃車からの謝罪及びしかるべく処分を希望します。</p>	<p>このたびは、ごみの回収についてご迷惑をおかけし、誠に申し訳ございませんでした。</p> <p>今回、回収されずに残されたごみにつきまして、その理由を回収担当者に確認したところ、木くずと家庭ごみが混ぜて入れられたごみ袋が、同一のごみステーションへ3回続けて出されており、継続的に木くずが出されていることから事業者が出したものと判断し、回収しなかったとのことです。</p> <p>事業ごみであるか、家庭ごみであるかは、排出者が不明であるため排出者へ確認することができず、現場において、排出物や排出状況から慎重に判断を行うようにしていますが、結果として、今回のように誤った判断となってしまう場合もあります。</p> <p>このような取り扱いをしている理由は、事業ごみを家庭ごみのように偽装して出すケース、ごみステーションに事業ごみを排出できない事を知らずに出すケース、家庭ごみと一緒に出すケース等を減らすためです。</p> <p>そのため、現行の取り扱いを続ける上で、今後も同様の事が起こる可能性がありますので、ご理解くださいますようお願いいたします。</p> <p>なお、ごみがステーションに残された場合には、家庭ごみであることを確認し、回収いたしますので、大変お手数をおかけしますが、ごみ減量課までご連絡ください。</p>	ごみ減量課

環境・衛生

受信 または 投書日	事項または 題名	ご意見ご要望等	回 答	回答部署
R6.4.15	太陽光発電 パネルの設 置について	<p>太陽光発電が推奨されていますが、震災時の注意事項を市民に周知していますか。震災時に太陽光パネルが破損した場合でも、陽の光が当たると発電する可能性があり、感電する恐れがあるため、復旧作業にあられる際もむやみに近付かないよう十分注意が必要です。</p> <p>太陽光発電の電池は20年～30年くらいで全国設置促進をしているため、廃棄も同時に起こる可能性が高いです。排出される見込み量は2030年から5年間程で80万トンになる見込みです</p> <p>使用済みパネルには鉛、セレン、カドミウムなどの有害物質が含まれていて、管理型最終処分場への埋め立てが必要です。破損したまま放置すると有害物質が土や水に滲出するので注意が必要です。</p> <p>西尾市では対策は取られていて、推奨されているのでしょうか。どこにでもパネルが設置され始めると、町の魅力も安全も減少していくのではないかと心配です。自然環境と住民の安全を守った上での再生可能エネルギーでなくては、本末転倒になってしまうと思います。常識を逸脱した設置がされないように、条例制定が必要ではないでしょうか。</p> <p>福島市は、「山地での大規模太陽光発電施設の設置を望まない」と宣言しました。造成に伴う森林伐採で景観が悪化し、豪雨による土砂流出で災害が起きかねないという理由からです。</p> <p>ソーラーパネル設置推奨については、考慮してください。</p>	<p>災害時に浸水、破損した太陽光パネルに対する注意事項につきましては周知しておりませんので、今後、その危険性等を周知してまいります。</p> <p>太陽光パネル等の廃棄につきましては、環境省の「太陽光発電設備を廃棄処理する際の留意点について」や「太陽光発電設備リサイクル等の推進に向けたガイドライン」において廃棄方法が定められているため、本市もその方法に準じております。</p> <p>常識を逸脱した太陽光パネルの設置に対しては、面積が3,000㎡以上で矢作川沿岸水質保全対策協議会との事前協議が、10,000㎡以上で愛知県との事前協議が必要となるなどの対策が取られていることから、本市では条例制定の予定はございません。</p> <p>また、太陽光発電設備の設置に伴い1,000㎡以上の土砂等の埋立てを行う場合は、「西尾市土砂等の埋立て等の規制に関する条例」により本市の許可が必要となるなど、災害を未然に防止するための厳しい規制を行っております。</p>	環境保全課
R6.2.27	緑について	<p>1 寺津六丁目の調整池は、1年に1回は必ず清掃すると業者の人が言っていました。令和5年も6年も0回です。どうしてですか。</p> <p>2 緑を大切にするとおっしゃっていましたが、カビで黒星病が蔓延して、近隣の緑に損害を与えています。賠償して欲しいくらいです。除菌してください。</p> <p>また、市で植えた植物も黒くなっていますので取ってください。</p> <p>3 緑を大切に言いながら、草むらにしておくことはあり得ません。近所迷惑にも程があります。それが美しいと言えるのか考えてください。</p>	<p>このたびは、寺津六丁目にある調整池の隣接地域にお住まいの皆様、大変ご迷惑をおかけして誠に申し訳ありませんでした。</p> <p>ご指摘のありました調整池は、寺津飛越狐塚土地区画整理事業において、同土地区画整理組合によって設置されました。その後、令和3年度に市へ移管され、現在は、下水道整備課で管理しております。</p> <p>調整池の清掃等につきましては、町内会からの工事要望書などにより実施しており、令和4年10月に草刈を行いました。今回、現地確認を行ったところ、フェンスに蔓等が絡みつき、低木の一部が枯れていることなどが確認できました。また、景観も損ねている状況にありましたので、早急に蔓の撤去と草刈を実施いたします。</p> <p>黒星病の特定までには至りませんでした。調整池の周辺に自生する白詰草の葉に黒い点がありましたので、蔓の撤去と合わせて、白詰草の除去も行ってまいります。</p>	下水道整備課

環境・衛生

受信 または 投書日	事項または 題名	ご意見ご要望等	回 答	回答部署
R6.2.19	河川の汚染	<p>田貫町から中畑町を通り、平坂町の入江へと流れる河川の水の色がコーヒー色だったり紫色だったりしています。これが合法なのか、有害な汚染水なのか分かりませんが、大変に気持ち悪いものです。早急に対処してください。</p>	<p>2月19日(月)に現場に向かい、色の付いた水が堀割川を通じて平坂町の入江へ流れていることを確認いたしました。</p> <p>市が調査を行った結果、原因と思われる施設が判明しました。</p> <p>河川や工場排水の水質につきましては、愛知県が指導を行うため、愛知県西三河県民事務所環境保全課に情報提供したところ、水質には異常がないことを確認した旨の報告がありました。本市においても同様に水質調査を行ったところ、異常はありませんでした。</p> <p>愛知県の説明では、工場や事業所などの排水に含まれる色を規制する基準はないとのことであります。</p> <p>河川の水質につきまして、今後お気づきの点がございましたら、西三河県民事務所環境保全課(Tel 0564-27-2875)または市環境保全課までお問い合わせください。</p>	環境保全課
R6.2.13	「ごみの分け方・出し方」ガイドブック改訂版の発行	<p>資源ごみの出し方で迷う時に、「ごみの分け方・出し方」ガイドブックを見ることがありますが、発行が平成31年3月です。</p> <p>また、ホームページを確認したところ、令和4年8月にガイドブックが一部修正されていました。</p> <p>ガイドブック発行から5年経過することから、改訂版を発行し、配布してください。</p>	<p>日ごろより、資源物の分別にご協力いただきありがとうございます。</p> <p>「ごみの分け方・出し方」ガイドブックにつきましては、平成31年3月に発行し、その後、軽微な修正等があったため、令和4年8月に掲載内容の一部修正を行っております。</p> <p>ごみの分別方法や出し方に変更があった場合は、市ホームページに掲載の内容を随時更新するとともに、速やかに回覧及び市ホームページ等を通じて市民の皆さまにお知らせしています。</p> <p>現在のところ改訂版を発行する予定はございません。お手数をおかけしますが、印刷物が必要な場合は、市ホームページから印刷しご利用いただけますようお願いいたします。</p> <p>なお、今後、掲載内容の全面改訂を要するような大幅な変更が生じた場合は、新たなガイドブックの発行にあわせ全戸配布も検討してまいります。</p>	ごみ減量課

環境・衛生

受信 または 投書日	事項または 題名	ご意見ご要望等	回 答	回答部署
R6.2.6	コンテナ収集の統一について	<p>1 令和4年3月号広報にしおの市長コラム「ごみの減量、待ったなし」の中の、「不燃ごみのリサイクル率を高めるため、今後はコンテナ収集に統一していきます」という一文は、「市民に向けた公約としていつか必ず実施される」という期待感を持って私の心に大事に留まっていたところ、先回の「ごみ問題を考える市民会議」では、正反対の「青袋への統一」という説明がされ、一同、愕然としました。</p> <p>その後、地元市議会議員2人を含む7人でごみ減量課職員から説明を受けた際には、「市長はコンテナ収集にはこだわっていません」との報告があり、落胆しました。</p> <p>あまりにも突然で一方的な変更には合点がいきません。市長は、何故、これほど簡単に考えを変えたのですか。ごみ減量課職員の説明が、それほど納得できるものだったのですか。私たちは全く承服できません。</p> <p>市長コラムでの公言が、こんなにも軽いものだったとは。市民が納得できるような説明をお願いします。</p> <p>また、令和4年2月17日に西尾市衛生事業協同組合から、一色町の一部地区で、一般ごみのごみステーションではなく各自宅前に出されるなどの不適切なごみ出しに対し、是正を求める要望書が市に提出されました。</p> <p>衛生事業協同組合からの訴えに対して、「問題ない」として何年間も是正しなかったごみ減量課は、要望書が提出され、報道されたことでようやく解決に向けて動き出しました。このような「放置体質」のごみ減量について、市長の考えを聞かせてください。</p> <p>2 令和5年11月14日開催の「市長と語る市政懇談会(花ノ木小校区)」において、「西尾市のごみ排出量が県内ワースト1位なのはいつからか」という質問に対して、市長が「昨年から」と回答されましたが、正しくは平成26年から10年間連続です。</p> <p>市長は、知らなかったのか、カムフラージュでそのように回答したのかどちらですか。</p> <p>3 令和4年10月頃の西尾市LINE公式アカウント登録者数が97,500人で、そのうち1万人が「ごみ・リサイクル」カテゴリーの受信設定をしていると聞きました。</p> <p>現在の市LINE公式アカウント登録者数は何人ですか。また、「ごみ・リサイクル」カテゴリーの受信設定者数及び年代別割合を教えてください。</p> <p>「ごみ・リサイクル」以外に、受信設定者数が多いカテゴリーはどれですか。</p>	<p>日ごろより、ごみの減量及び資源物の分別にご協力いただき誠にありがとうございます。</p> <p>燃えないごみ袋を市内全域で使用する件につきましては、正式に決定していないため、詳細は回答することはできませんが、ご意見として承ります。</p> <p>環境行政に対する市の取り組み姿勢につきましては、市として様々な問題等を放置していた認識はございません。現在も各種問題、課題に対する個々の対応をはじめ、問題等の現状把握、対策案の検討、対策の実施など問題等の解決に向け継続的に取り組んでいるところでございます。今回のご意見を真摯に受け止め、引き続き市民や事業者と連携を図りながら対応してまいります。</p> <p>花ノ木小校区で行われた市長と語る市政懇談会での発言でございしますが、ご質問のありました「西尾市のごみの量が県下ワースト1位は何年か」という問いに対しまして「県下ワーストが何年かということとは分かりませんが、1年か2年だったと思います」と回答いたしました。今回ご意見をいただき改めて確認したところ、8年間の誤りであることが分かりました。謹んで訂正させていただきます。</p> <p>西尾市のLINE配信につきましては、子育て・教育、防災・くらしの安全、健康など13のカテゴリーの中から登録者の皆さまが欲しい情報を選択していただくことで、そのカテゴリーのみの情報を得られる機能がございます。</p> <p>2月7日現在、本市のLINE友達登録者数は105,526人で、その内「ごみ・リサイクル」カテゴリーを登録している方は17,173人となっております。カテゴリー別で受信者数の多い順番といたしましては、「新型コロナウイルス感染症関連情報」、「防災・くらしの安全」、「広報」、「ごみ・リサイクル」の順となっております。</p> <p>また、「ごみ・リサイクル」の登録者を年代別で見ると、50代が一番多く全体の25.0%、次に40代が23.4%となっております。一方、登録者の少ない年代としては、20代が4.9%、10代以下が0.6%となっております。</p> <p>なお、今回公表させていただいた数値は日々変動いたしますので、ご了承ください。詳細は別紙資料をご確認ください。</p>	ごみ減量課 広報広聴課

環境・衛生

受信 または 投書日	事項または 題名	ご意見ご要望等	回 答	回答部署
R5.11.13	市役所紙片 ごみ置き場 について	<p>市役所で回収している雑紙雑誌等ですが、縛って出すように決められているかと思ひます。出した後を見ると、係員の方がほどいてコンテナに入れてあります。</p> <p>学校のプリント、テストの解答用紙、学校名及び氏名を記載した教科書など個人情報が多く含まれており、名前等が見えないようにまとめても、ほどいてしまえば後から出した人に丸見えの状態です。実際に同級生の出したものを目にして不快になり、それ以来出せずにいます。</p> <p>中身を確認する意味もあるとは思ひますが、出した人が特定されてしまふ、更に個人情報が知人に晒されるのかと思ふと出せません。</p> <p>町内の回収ではほどいていないのですが、市役所でも同様にできませんか。</p>	<p>日ごろより、資源物の分別にご協力いただきありがとうございます。</p> <p>市役所の常設資源ステーションで回収している雑がみは、縛れるものは十字に縛り、縛れないものは中身の見えるビニール袋もしくは紙袋を使い、中身が散乱しない状態にして持ち込んでいただひています。</p> <p>雑誌、新聞、ダンボールは、必ずしも縛った状態を持ち込んでいただく必要はございません。縛って持ち込まれた場合は、回収コンテナになるべくたくさん入るように、縛ってある紐を切って整理する場合がありますので、ご理解ください。</p> <p>個人情報が含まれる資源物等につきましては、常設資源ステーションに限らず、ごみステーションに出す際も、個人情報が記載されている箇所を塗り潰す、切り取る、シュレッダーにかけるなど、各自の責任で対策していただくようお願いいたします。</p>	ごみ減量課

環境・衛生

受信 または 投書日	事項または 題名	ご意見ご要望等	回 答	回答部署
R5.11.7	町内作業で発生したゴミの処理について	<p>町内神社などで発生した剪定ゴミなどの回収が本年度から廃止になりました。コストの問題などもあり廃止にされたのかも知れませんが、なぜ、費用が必要なら請求するようにならなかったのでしょうか。仕組みをバツサリ無くされ、市民は困っています。自分達で処理しろというのなら、なぜクリーンセンターのレンタル軽トラックは2台のままなのか。11月6日の時点で、既に空いている日は無いとごみ減量課から言われました。みんながみんな軽トラックを所有しているわけではありません。早急に改善を願います。本当に困っています。</p> <p>そもそも、行政サービスを廃止する事をどうやって市民に周知したのですか。うちの町内では、前任の町内会長も全く把握していませんでした。本来、先般の市長と語る市政懇談会でお伝えしたかったのですが、あまりに形式立った時間の仕切り具合に正直嫌気が差しました。セレモニーをやるぐらいなら、わざわざ集めて行う必要があったのでしょうか。オンライン参加で十分な内容でした。話しがそれでしたが、ゴミの処理方法について改善を検討願います。</p>	<p>町内会やボランティア団体等が水路や道路、側溝等の清掃を実施した際、発生した土、枝、草等の回収を希望される場合は、道路の草刈等を担当する職員で回収を行っています。町内会が管理する神社や公民館等の清掃で発生した剪定枝等も令和4年度までは回収対象としましたが、近年は、回収業務に加え、町内会から道路の草刈に関する要望が非常に多く寄せられている状況です。</p> <p>限られた人員で作業を行っているため、草刈については、要望箇所の一部しか対応できておらず、見通しを良くするなど道路の安全確保を優先に考え、令和5年度から町内会管理の神社や公民館等につきましては、対象外とさせていただきます。</p> <p>なお、神社や公民館等の他に国・県・市が管理する水路や道路、側溝等の清掃が含まれている場合は、回収対象になる可能性がありますので、一度、ごみ減量課へご相談ください。</p> <p>運用方法の見直しに関する町内会への周知につきましては、令和4年度の申請実績から対象団体を抽出し、令和4年12月に電話で説明させていただきました。貴町内会につきましては、再度確認したところ説明対象でありましたが、ご説明できておりませんでした。大変ご迷惑をおかけし誠に申し訳ございません。</p> <p>軽トラックにつきましては、家庭の粗大ごみ等を運搬する車両をお持ちでない方を対象に、運搬手段の一つとしてご利用いただくため貸し出していますが、清掃活動の片づけを目的とした車両の増加は考えておりませんのでご理解ください。</p>	ごみ減量課

環境・衛生

受信 または 投書日	事項または 題名	ご意見ご要望等	回 答	回答部署
R5.9.4	放し飼いの猫について	<p>車の屋根に猫が乗ったり、ウィンドウに脚の跡がついたりして困っています。また、爪で傷つけられた引っ掻き傷も見受けられます。敷地内の駐車場や倉庫の上に首輪をつけた猫がよくおり、恐らくその猫だと思のですが、乗っている証拠がないため今は手出しができません。</p> <p>広報にしおには、猫は家で飼うようにという記載があったので、放し飼い自体が宜しくないと思いますが、上記の場合は市に相談すれば解決できますか。猫の飼い主は分かっていますが、揉めたくないので当事者同士での解決はしたくありません。洗車しても足跡がつくたび、本当に悲しいです。</p>	<p>近隣の飼い猫のマナーに関しましては、愛知県動物愛護センターにご相談ください。 【愛知県動物愛護センター】 URL: https://www.pref.aichi.jp/soshiki/doukan-c/ 電話: 0565-58-2323</p> <p>市では、猫による糞尿・侵入等の被害でお困りの方に、試用として1か月間、猫よけ器の貸出を行っています。数に限りがありますので、ご利用の際は環境保全課にご連絡ください。 【市ウェブサイト(犬・猫に関するお困りごと)】 https://www.city.nishio.aichi.jp/kurashi/pet/1001408/1001997.html</p> <p>また、市では、相隣関係(隣家等のトラブル)など法律が関係する困りごとについて、弁護士にご相談いただける「市民法律相談」を実施しています。市民課へ直接または電話で予約が必要ですので、詳細につきましては市ウェブサイトをご覧ください。 【市ウェブサイト(市民法律相談)】 https://www.city.nishio.aichi.jp/kurashi/shohi/sodan/1002281.html</p>	市民課 環境保全課
R5.7.3	西尾市ホームページのごみステーションの案内について	<p>西尾市ホームページのごみステーションの案内に、「お住まいの地区で決められたごみステーションを利用してください。」とありますが、町内会の加入の有無に限らず、その地区のごみステーションを利用することが可能ですか。</p> <p>それとも、町内会に加入していないと近所のごみステーションを利用することは禁止されるのでしょうか。もし禁止であれば、町内会に加入していない西尾市民は、クリーンセンターに持ち込む以外の方法がありますか。</p> <p>また、上記についてホームページに明確な案内を記載して欲しいです。</p>	<p>ごみステーションの設置及び管理につきましては、適正なごみの排出や衛生、美観の確保を図るため、各町内会にお願いしています。町内会によっては、地域のごみステーションの管理等を町内会費で運用している場合や、また、ごみステーションの立ち当番を行うところもあります。</p> <p>地域で定めた管理ルール等に沿って利用していただきたいと思いますので、まずは、ごみステーションの利用について、お住まいの町内会にご相談ください。</p> <p>なお、ごみステーション以外では、クリーンセンターをご利用いただけます。</p> <p>町内会未加入世帯のごみステーション利用に関するホームページへの掲載につきましては、町内会ごとに事例が異なるため行っておりませんのでご理解ください。</p>	ごみ減量課

環境・衛生

受信 または 投書日	事項または 題名	ご意見ご要望等	回 答	回答部署
R5.7.3	犬の散歩の マナー	文化会館周辺で早朝散歩を楽しんでいますが、犬の糞のマナー違反が無くならず困っています。愛犬家の一部の方でしょうか公の歩道上です。朝の清々しさが幻滅します。マナーが守られるよう、まずは看板の設置をお願いします。	犬の糞のマナー違反について、ご連絡いただきありがとうございます。 糞の持ち帰りを啓発する看板は、町内会に設置・管理をしていただくことを条件に、現在、町内会長に配布しているところです。看板の設置場所は、町内会で決めていただいております。公道等への糞の放置によるマナー違反を守るよう、呼びかけていただいております。 引き続き、犬の飼い主のマナー向上に向け、広報紙や市ウェブサイトを通じて、さらなる周知啓発に努めてまいります。	環境保全課
R5.6.28	西尾市公共 EV充電設備	西尾市内に、公共のEV充電設備を設置する予定はありますか。西尾市としてEVの補助金を出しているのであれば、充電設備も準備してほしいです。 ちなみに、安城市、刈谷市などはいくつか設備があります。	電気自動車の充電設備について、ご意見をいただきありがとうございます。 市が設置した電気自動車充電設備は、一色さかな広場に1か所あり、直近1年間で延べ130名の方にご利用いただいております。 市では、電気自動車やプラグインハイブリッド自動車の購入を推進しておりますが、ガソリン車等と比較して、まだその台数は限られています。一般社団法人日本自動車販売協会連合会の統計によると、昨年の新車販売台数は、電気自動車とプラグインハイブリッド自動車の両方で全体の3.1%程度となっています。 これらのことから、今のところ、公共の充電設備を設置する緊急性は感じられないため、現在、新たな設置の予定はございません。 なお、今後、電気自動車等の販売台数が増加するなど市場普及が進めば、充電設備の需要も高まるものと思われまますので、普及状況を踏まえながら、検討してまいりたいと思います。	環境保全課
R5.3.6	家庭系ごみ カレンダー	令和5年度の家系ごみカレンダーが配布されました。前年と変わった内容があるのか見ましたが、変更ないようです。変更のある地区はともかく、前年と変更がないのであれば、作成配布する必要性は少ないのではないのでしょうか。漫然とした業務は見直すべきです。 なお、費用は幾らかかりましたか。	ごみカレンダーは、市民の皆様へ、ごみの分け方・出し方に関する情報をお知らせする重要なものであり、通常のカレンダーと同様に日付の更新などを行うため、毎年作成しています。 ごみカレンダーの配布につきましては、毎年、町内会等からの要望もあるため、現在のところ取りやめる予定はございませんので、ご理解くださいますようお願いいたします。 なお、カレンダーの作製にかかる費用は、印刷から町内会配布等の仕分け作業費まで、全て含めまして約125万円です。	ごみ減量課

環境・衛生

受信 または 投書日	事項または 題名	ご意見ご要望等	回 答	回答部署
R5.2.13	野良猫による衛生環境悪化・財産被害について	<p>昨年12月頃、環境保全課に、野良猫の糞尿による衛生環境悪化及び車を傷付けられる財産被害が発生している旨を電話で相談しました。その際に、「猫よけ器等、猫を寄せ付けない対策をしてもらえない。」との回答を頂きました。</p> <p>それに伴い、あらゆる対策を行いました。野良猫被害は解決しませんでした。</p> <p>今年2月、改めて環境保全課に、「衛生環境の悪化と財産被害が発生している、対策をしたが改善されない。」と相談したところ、やはり「引取り、駆除は行っていないため、寄せ付けないようにしてもらえない。」と前回と同じ回答を頂きました。</p> <p>市役所の他、警察、動物愛護センター、保健センターに問い合わせましたが、「野良猫の駆除、引取りは行っていない」とのことでした。</p> <p>動物愛護管理法 35条 第1項第3項によると</p> <ul style="list-style-type: none"> ・都道府県等は、犬又は猫の引取りをその所有者から求められたときは、これを引き取らなければならない。 ・前項の規定は、都道府県等が所有者の判明しない犬又は猫の引取りをその拾得者その他の者から求められた場合に準用する。 <p>とありますが、本当に引取りは行っていないのでしょうか。</p> <p>野良猫による衛生環境悪化・財産被害については猫避け対策しても解決しない場合は被害を受け入れるしかないという事でしょうか。西尾市としての野良猫被害に対する方針・考えをお聞かせ下さい。</p> <p>また、野良猫を駆除または引き取ってもらえる機関等がありましたら教えて下さい。</p>	<p>猫は、犬のような登録制度や放し飼いを規制する法制度がなく、飼い猫と野良猫の区別も難しく、また、「動物の愛護及び管理に関する法律」で愛護動物とされているため、みだりに殺し、又は傷つけた場合は、法律違反となるため、行政による捕獲や駆除ができません。</p> <p>「動物の愛護及び管理に関する法律」には都道府県等が犬又は猫を引き取ることに関する記載がありますが、愛知県動物愛護センターに改めて確認しましたところ、飼い主のいない猫と放し飼いをされている猫の区別が難しいため、原則として引き取ることはしていないとのこと。詳細につきましては愛知県動物愛護センターに直接お問い合わせください。よろしくお願いいたします。</p> <p>野良猫に関する相談は、市民の皆様から度々寄せられるため、野良猫の糞尿被害等でお困りであることは重々承知しております。糞尿被害等を軽減させるためには、個人で自衛策(猫よけ対策など)をとることをお勧めしているところでありますので、どうかご理解くださいますようお願いいたします。</p> <p>昨今は、地域の中で猫を適正管理することで地域住民との共生を認め、自分たちのまちの問題として、迷惑やトラブルを解決し環境美化を図っていく「地域猫活動」が注目を集めています。</p> <p>市としましては、野良猫による被害を増やさないためにも、野良猫を捕獲して不妊手術を施した後に、地域猫として見守る活動をしている団体に対して、公益財団法人どうぶつ基金が発行する「さくらねこTNRチケット(行政枠)」を配布し、活動支援を行っております。</p> <p>※市ホームページ「猫を飼われている方へ」のURL https://www.city.nishio.aichi.jp/kurashi/pet/1001408/1006921.html</p>	環境保全課
R4.10.26	公共施設におけるマスク着用案内の切り替えについて	<p>厚生労働省のホームページに、屋内でもマスクの着用が不要な場合として、「他者と身体的距離が確保できて会話をほとんど行わない場合(例:距離を確保して行う図書館での読書、芸術鑑賞)」とありました。</p> <p>西尾市においても図書館やその他公共施設にマスクの着用の看板がありますが、厚生労働省のこちらの案内に切り替えいただきたいです。同時にホームページにも記載をお願いいたします。切り替えを行わないとする場合は理由をお聞かせください。</p> <p>https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/kansentaisaku_00001.html</p>	<p>マスクの着用につきましては、本市の公共施設におきましても国の方針に沿って、場面に応じた適切な着脱をお願いしています。</p> <p>マスク着用は、基本的な感染防止対策として重要とされており、ご指摘のとおり、「屋内では人との距離(2メートル以上を目安)が確保できて、かつ、会話をほとんど行わない場合はマスクを着用する必要はない」と国の方針に示されています。</p> <p>ホームページによる各公共施設の利用案内や施設内におけるマスク着用の案内表示につきましては、国の方針に沿った内容で引き続き周知してまいります。</p>	広報広聴課 健康課

環境・衛生

受信 または 投書日	事項または 題名	ご意見ご要望等	回 答	回答部署
R4.9.20	電気自動車 充電設備に ついて	<p>国や西尾市から電気自動車購入に関する補助金が出ており、BEVやPHEVを購入する方が市内にも多くいると思います。西尾市内の公共施設に電気自動車の充電設備があれば、観光に来る人も西尾市に立ち寄りきっかけになるように思います。また、集合住宅に住んでみえる方も充電を気にせず電動車を使えるようになるかと思えます。</p> <p>クリーンなイメージもありますので、碧南市や安城市みたいに設置した方がいいのではないかと思います。</p>	<p>電気自動車充電設備についてのご意見ありがとうございます。</p> <p>市内では、一色さかな広場に電気自動車充電設備があります。利用状況を確認したところ、直近3年間での利用は297名で、1年間で約100名の利用があるとのことでした。</p> <p>環境保全課では、温室効果ガス削減のため、電気自動車やプラグインハイブリッド自動車の購入を促進しておりますが、ガソリン車と比較して、まだその台数は限られており、2019年の新車販売台数のうち、電気自動車とプラグインハイブリッド自動車を合わせた割合は、約0.9%という現状です。</p> <p>これらのことから、公共施設に充電設備をすぐに設置しなければならないという緊急性は感じられませんが、今後、電気自動車などの価格が安定し販売台数が増加すれば、電気自動車充電設備の需要も増えてくるものと思います。電気自動車の普及率の高まりなど今後の状況を見ながら、充電設備の設置については、公共施設を所管する部署と協議をしてみたいと思いますので、ご理解くださいますようお願いいたします。</p>	環境保全課
R4.9.2	可燃ごみの 袋とネットに ついて	<p>可燃ごみはカラスに荒らされることがあります。カラスは、臭いでは無く、目視で餌を見つけます。袋を黄色にすると袋の中が分かりにくいようです。従って、次回更新時に、袋・ネットともに黄色にするよう提案します。</p> <p>清須市で黄色の袋・ネットを見かけましたので確認してください。</p>	<p>この度は、ごみ指定袋及びカラス除けネットについてご提案いただきましてありがとうございます。</p> <p>ごみ指定袋及びカラス除けネットの色についてでございますが、カラスは紫外線がない光環境下では、物を識別しにくいという研究結果があるようです。紫外線をカットする顔料が練りこまれたごみ袋が黄色だったことから、カラスは黄色が苦手という風説が広まったものと考えられます。</p> <p>また、清須市に確認したところ、黄色の可燃袋とカラス除けネットを配布していますが、カラス被害はあるとのことでした。ごみ指定袋及びカラス除けネットにつきましては、変更する考えはございませんので、ご理解のほどよろしく願いたします。</p>	ごみ減量課

環境・衛生

受信 または 投書日	事項または 題名	ご意見ご要望等	回 答	回答部署
R4.8.25	飼い犬の迷子	<p>飼い犬が逃げた時、捜索するために警察署と動物愛護センターに連絡しますが、迷い人と同様にLINEでも市民の方への通知をして欲しいです。</p> <p>犬は物と言われますが、マイクロチップが法律化されて飼い主情報が明確になるのが当たり前になっています。そして、ペットは家族同様という考えの方が増えてもいます。</p> <p>殺処分を減らそうという動きがあるのならば、命ある拾得物の持ち主を迅速に見つけるには、LINE等での情報公開が必要だと思います。</p>	<p>飼い犬が行方不明になった場合、愛知県動物愛護センター及び西尾警察署にご連絡いただくと、その情報は、市も共有させていただき、関係機関と連携し早期発見・早期保護に努めているところでございます。また、鑑札を首輪等に付けていただくことにより、鑑札に印字されている登録番号から飼い主の特定ができ、早急に飼い主へ連絡できるように対応しております。</p> <p>市では行方不明になった犬を保護することは行っておりませんが、捕獲・保護された犬については、最終的に動物愛護センターで保護されています。動物愛護センターでは、早期発見、早期解決につなげるため、ホームページで保護している犬の情報を公開しています。そのため、市があらためて公式LINE等で市民の方へ周知することは行っておりませんので、ご理解くださるようお願いいたします。</p> <p>なお、ご指摘のように、令和4年6月から販売される犬や猫へのマイクロチップの装着・登録が義務付けられましたので、飼い主を特定するのに非常に有効であると考えております。</p> <p>【愛知県動物愛護センターURL】 https://www.pref.aichi.jp/soshiki/doukan-c/</p>	環境保全課
R4.8.1	西尾駅西口南北道路の野鳥対策について	<p>西尾駅西口南北道路について、歩道上にあたるのかもしれませんが、電柱電線上に野鳥の大群が集合し、会話に支障が出るのではないかと考えられます。我が家には直接影響は無いのですが、一般歩行者等は大変迷惑ではないかと思えます。</p>	<p>電柱・電線上の野鳥対策についてご心配いただきまして、ありがとうございます。</p> <p>環境保全課では、鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律により、哺乳類及び鳥類に関しては、家屋被害や農業被害がある場合に限り捕獲許可を出しております。しかし、そのような場合でも実際に捕獲を行うのは被害にあっている市民の方であり、市の職員が出向いて捕獲することはしていません。</p> <p>また、電柱や電線上にいて会話に支障が出るという理由では捕獲の許可を出すことはできませんので、ご理解くださるようお願いいたします。</p> <p>電柱や電線上に大群が集合しているということでしたら、その電柱を管理している会社に対応していただけることもあります。</p> <p>中部電力パワーグリッド(株)に確認したところ、鳥のフンによる被害がでている場合には防護カバーを電線に巻いて止まりにくくしているということですので、一度ご相談ください。(中部電力パワーグリッド(株)西尾営業所 電話0120-988-172)</p>	環境保全課

環境・衛生

受信 または 投書日	事項または 題名	ご意見ご要望等	回 答	回答部署
R4.5.17	ゴミ捨てル ールを守らない 人について	<p>私の家の近くにあるゴミ集積所に指定曜日を守らずにゴミを置いていく人がいます。燃えるゴミは火曜日朝に収集していただけますが、その人は月曜日の日中ごろにゴミを置いていきます。しかも、面倒臭いのかネットの中に入れずに放置していくため、カラスに荒らされてゴミが散乱してしまいます。該当人物に対して是正を求めたいのですが、どこ の誰だかははっきりと分かりません。 こういった場合どう対応したら良いでしょうか？</p>	<p>ごみ出しのマナー違反につきましては、住所、氏名等、排出者を特定できるものがあれば、市から指導を行います。 また、各町内に設置されていますごみステーションの管理は町内会で行っていただいていることから、要望のある町内会に対し、ごみステーションに設置する監視カメラの貸出し、ごみ出しルールの啓発看板(ラミネート加工)の配布等を行っておりますので、一度、町内会にご相談ください。</p>	ごみ減量課